

令和 4 年度 文化教育常任委員会行政視察報告書

1 参加委員

(委員長) 滝口友美 (副委員長) 水本定弘 (委員) 小磯妙子 (委員) 伊藤素明
(委員) 中野幸雄 (委員) 早川仁美 (委員) 長谷川由美

2 視察日時

令和 4 年 4 月 2 7 日 (水曜日) 午後 1 時 1 5 分から午後 3 時 0 0 分

3 視察先

神奈川県横須賀市

4 視察事項

(1) 子どもの権利条例の取り組みについて

5 視察概要

担 当 者	横須賀市議会 子どもの権利検討協議会 委員長 角井 基 氏 副委員長 本石 篤志 氏
視察先選定理由	子どもの権利条例を日本が批准し 25 年が経過するが、貧困、虐待、いじめなど社会問題化している事実がある。この条例の理念を、広く茅ヶ崎市に広め、子育てに関わる施策の考えや環境を整えるためには、すでに子どもの権利について、議会及び執行部課が連携し、条例化をしている横須賀市を訪問し、条例制定までの経緯、並びに協議過程などを聞き、茅ヶ崎市の子どもの権利条例制定に向けた取り組みを行う。
内 容 ・事業概要 ・効果、推移 ・課題 ・今後の方向性	■実行計画（子どもの権利条例）の流れ 1) 議会基本条例第 22 条により、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議が設置されている。 2) 委員会規則第 34 条の 3 により、特定の目的について検討を行うための場を設けている。 3) 議会全体で政策立案（条例制定、政策提言）を行い、課題の解決に寄与する。 4) 議員任期 4 年間で、議会が取り組むべき課題を協議し、計画的に取り組む。 5) 4 年間の実行計画は、平成 3 0 年に構築された政策形成サイクルに基づき、令和元年から提案課題の検討を行い、令和 2 年 3 月に検討課題を決定し、「未来への羅針盤 2 0 2 3」が策定された。

6) 実行計画における課題の選定

- ① 各派からテーマを提案する。
- ② 提案趣旨に対して各派が賛同し、議会全体で実行計画として取り組むべきテーマであるかを確認する。
- ③ 選定基準に基づき、各派代表委員が点数で評価をする。
- ④ 実行計画の位置づける「テーマ絞り込み」の参考とするため、評価点が上位にあるテーマについて、担当部局へ意見照会をおこなう。
- ⑤ 意見照会に対する回答意見を参考に、協議を行い、課題を選定する。

※上記の手順を経て、政策立案がなされるため、議会全体（各派）の意見集約、及び執行部課との情報共有がなされており、議会全体で取り組むことが出来る。

また、条例の策定に向けては、政策検討会議運営要綱第8条（課題別検討会議を設置）に基づき、「子どもの権利検討協議会」を設置し、市民、及び広報広聴会議から情報を収集する。

7) 条文の協議期間について

- ① 条例の方向性及び特色に関するミーティング 2か月
- ② 条例の骨子について 2か月 専門的意見聴取・施設視察
- ③ 条例原案の提案 1か月
- ④ 条文の協議 10か月 執行部ヒアリング
市民向け懇談会

【横須賀市子どもの権利を守る条例】の課題選定・条例案策定にかかる検討経過

		内容（政策検討会議）		
課題選定	令和2年	8月	各会派から検討課題を提案	
	令和3年	11月	提案課題を検討	
	令和3年	3月	検討すべき課題を「子どもの権利」と決定	
	令和3年	11月	子どもの権利検討協議会の設置を決定	
		内容（子どもの権利検討協議会）		
条例案策定	令和2年		条文協議など	視察・意見聴取
		12月	・正副委員長の互選	
	令和3年	1月	・今後の協議の流れの協議 ・条例の方向性や特色などを話し合うミーティングを開催（非公式）	・関係各部から「子どもの権利保障等に関する本市の現状について」説明を聴取
		2月	・協議の方向性協議	
		3月	・条例骨子案の協議	・児童相談所法律相談担当弁護士から子どもの権利の講義を聴講 ・先進市（川崎市）からのヒアリング
		4月		・児童相談所一時保護所視察
		5月	・条例案作成にかかる協議（条文協議）	・児童養護施設「春光学園」施設視察
		6月	【以降12回の条文協議】	・執行部（こども家庭支援センター）からのヒアリング ・市民意見聴取の協議
		7月	【以降4回の協議】	・日本財団から子ども基本法制定を目指した提言の基本的な考え・背景についての講義を聴講
		8月		
		9月		・執行部（教育委員会からのヒアリング）からのヒアリング
		10月		
	11月		・市民向け懇談会開催	
	12月		・パブリック・コメント手続き	
	令和4年	1月		
2月			・パブリック・コメント回答協議及びそれを受けての条文協議	
3月			・議案上程、可決	

	<p>8) 今後（周知）について</p> <p>【執行部課で実施】</p> <p>① リーフレットでの周知</p> <p>② 児童福祉審議会での進捗管理</p> <p>【政策立案の検証】</p> <p>常任委員会での検証</p>
<p>考 察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市との比較 ・本市への事業導入の可能性 ・今後の検討内容 	<p>○本市との比較</p> <p>横須賀市では、議員任期の4年間を用いて、議会全体で実行計画を提案し合い、総合評価点の高いテーマについて、執行部課に参考意見を求め条例制定、及び政策提言を立案している。</p> <p>したがって、最初から議員全員の意見も反映され、集約されていくことになる。また、議会と、執行部課や専門家などと視察や意見交換を行うことで、文言や趣旨が整理されていき、市民に対しても議会、及び執行部課のベクトルが一致しているため、説明がより細かく伝えられている。</p> <p>茅ヶ崎市では、議員任期4年間のうち、2年間単位で4つの常任委員会（都市経済7名、文化教育7名、環境厚生7名、総務7名）ごとに、政策提言を行っている。</p> <p>議員提案で条例制定を行う場合、各常任委員会に属する7人で政策立案を行っていくことになり、専門知識を要する条例文案の解析や、執行部課との意見交換、市民との懇談会の開催などを考慮に入れると期間、専門知識、及び政策人員などにおいて違いがある。</p> <p>○本市条例制定の可能性</p> <p>横須賀方式のように、議会全体で取り組み、4年間をかけて政策立案することで本条例の制定は可能と思われる。</p> <p>○今後の検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会提案で条例制定をする場合は、議会全体で政策立案するための場を設ける会議体「(仮称)政策検討会議」を設置し、各派で提案や意見交換を行ってはどうかと考える。 ・条例を制定する場合は、議員の任期4年間で取り組むことを検討してはどうかと考える。 ・4つの常任委員会の、相互間における役割調整が必要。
<p>備 考</p>	

6 参考資料

- (1) 横須賀市子どもの権利を守る条例制定の取り組みについて（横須賀市議会提供資料）
- (2) 横須賀市子どもの権利を守る条例の課題選・条例案策定にかかる検討経過
- (3) 横須賀市子どもの権利を守る条例 逐条解説

<報告書作成にあたっての注意事項>

- ・ 視察先の担当者の氏名等を記載する場合は視察先の情報公開基準に則るとともに、必ず記載の可否の確認をお願いいたします。
※茅ヶ崎市の基準では管理職以上は公開です。
※民間企業等の場合は上記の限りではないので十分気を付けてください。
- ・ 5 視察概要の項目については、視察内容、必要に応じて修正追加等してください。